

平成29年度和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還に係る助成制度
交付対象者募集要領（2次募集）

和歌山県内の製造業、情報通信業に就職を希望する大学生、大学院生の方で、奨学金返還助成制度の適用を希望する方を募集します。

1 募集対象者

次の各号の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 次のア又はイの奨学金を借り入れている者又は借り入れる予定の者
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
 - イ アに準ずる奨学金として知事が認めるもの
- (2) 大学等の理工系、情報系、農学系及び薬学系の学部または研究科に在籍する者であって、申請年度の翌年度に卒業する見込の者
- (3) 対象企業が実施するインターンシップ又は企業説明会に参加することを予定している者
- (4) 対象企業に大学等を卒業した年度の翌年度から期限の定めのない雇用により継続して3年間以上勤務することを予定している者
 - (対象企業) 下記のいずれかを満たす製造業及び情報通信業の企業で、この助成金制度の趣旨に賛同し協力する企業。
 - ア 和歌山県内（以下、「県内」という。）に主たる事業所を有する企業。
 - イ この制度の対象となる者を県内の事業所等で勤務させることを条件に採用する企業。

※対象企業の一覧は、和歌山県労働政策課ホームページに掲載します。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/01shin/uturnshushoku/syougakukin_001.html

2 募集人員

40名

3 募集期間

平成29年11月1日（水）から平成29年12月28日（木）まで

（注）奨学金返還の助成を受けるためには、交付対象者として認定を受ける必要があります。

4 助成金額

交付対象者が借り入れた奨学金返還額に相当する額（上限額：100万円）

5 応募の方法

次に掲げる書類を募集期間内に持参又は郵送で提出してください。

- (1) 交付対象者認定申請書……（様式第2号）
- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の借入額又は借入予定額が確認できる書類
- (3) 作文（1,000～1,200字程度）……（別添「作文について」参照）

6 交付対象者の認定方法

書類審査及び面接による選考のうえ認定します。

（注）認定を受けても必ず対象企業に採用されるとは限りません。

(1) 面接について

時間・場所については、別途お知らせします。また応募状況によっては面接を実施しない場合もあります。

7 助成の方法

交付対象者が大学等を卒業した翌年度に対象企業に正規雇用者として採用され、かつ3年間勤務したのちに、交付申請に基づき助成金を支払います。

助成金は、原則として奨学金貸与機関に支払います。但し、助成金の額が奨学金の返済残額を上回る場合、その差額は交付対象者に支払います。

※ 正規雇用者とは、雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態の者をいいます。

8 認定を受けた後の手続き

(1) 就業開始・就業後1年経過・就業後2年経過の各時点で、下記の書類を添付のうえ状況を報告してください。

- ア 奨学金返還に係る助成金状況報告書（様式第5号）
- イ 在職証明書（様式第6号）
- ウ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の返還額が確認できる書類

(2) 就業後3年経過した時点で、下記の書類を添付のうえ交付申請をおこなってください。

- ア 交付申請書（規則別記第1号様式）
- イ 奨学金返還に係る助成内容書（様式第7号）
- ウ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の返還額が確認できる書類
- エ 認定通知の写し
- オ 交付請求書（規則別記第3号様式）

9 交付対象者の取消

次の事由に該当した場合は、交付対象者の認定を取り消すことがあります。

- ア 奨学金の貸与を取り消されたとき。
- イ 認定を受けた翌年度に大学等を卒業できなかったとき。
- ウ 奨学金の返還が免除されたとき。
- エ 奨学金の返還が滞ったとき。
- オ 大学等を卒業した翌年度に対象企業に就職しなかったとき。
- カ 対象企業に就職後3年を経過する前に離職したとき。
- キ その他、交付対象者としてふさわしくないと知事が認めたとき。

10 応募先・問い合わせ先

和歌山県商工観光労働局 商工労働政策局 労働政策課 就業支援班
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話 073-441-2807 Fax 073-422-5004